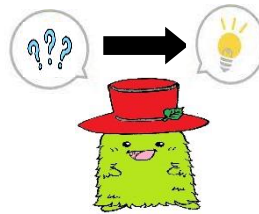


研究推進便い



4号

令和5年5月19日
小平市立小平第九小学校
研究推進委員会

研究主題について

令和4.5年度 東京都人権尊重教育推進校 小平市研究推進校

研究主題

「自己肯定感を高め、自分のことも相手のことも大切にできる児童の育成」
～気持ちを伝え合い、互いに認め合う活動を通して～

第1回 校内研究会（全体会第1回） 事後報告

1	日時	4月19日（水）	14:30～15:45
2	場所	研修室（北校舎4階）	
3	講演	講師 国立音楽大学講師	神山 直子氏

（1）人権尊重教育について

- ・人権尊重理念を広く社会に定着させる、あらゆる偏見や差別の解消を目指す。（人プロ p.3）
 - ・人権教育は法律で定義されている。【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第二条】（人プロ p.96）
 - ・人権教育を通じて伝えたい資質・能力は、学校の教育活動全体を通して取り組む。（人プロ p.8）
- このことを踏まえて、人プロの内容を教員がより理解を深める必要があるため、毎週金曜日に人プロの内容を読み合わせする人権夕会を実施する。

（2）指導案について

- ・普遍的な視点からの取組も、個別的な視点からの取組もどちらも大切である。
 - ・前年度の学習や新しい提案について
特別支援→動物との関わりを通して、お世話をする子供たち同士のコミュニケーション技能をみがいていくことも大切になってくる。
- 低中学年は、普遍的な視点からの取組が大切なため、九小としても低中学年は普遍的な視点に重点を置く。高学年は、ハンセン病や子供に関する内容など、個別的な視点での課題に取り組む。
- ・1つの発問につき、予想される児童の反応を3つ以上考えておく。

（3）人権教育課題について

- ・国の人権課題（p.101～）や東京都の人権課題（p.110～）の内容を確認する。
- ・児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（p.134）
- ・こども基本法（p.125）
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（p.108）…東京都パートナーシップ宣誓制度